

## 社会福祉法人欣彰会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人欣彰会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、理事、監事、評議員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

- (1) 役員
  - 理事、監事
- (2) 役員等
  - 理事、監事、評議員
- (3) 常勤
  - 法律上、義務として定められた会議（理事会、監事会、評議員会）の出席に加え、定期的に出勤を要する形態
- (4) 非常勤
  - 原則、法律上、義務として定められた会議（理事会、監事会、評議員会）のみの出席に留まる形態

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 役員については、報酬、退職手当を支給することができる。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給できることとし、退職手当は支給しない。但し、功労金は支給することができる。
- 2 役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者の中で特に功績が顕著であったものに支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) ただし、常勤役員でその在任中に法人に多大に貢献し、特別な功労のあった者に対して、評議員会の決議により3,000,000円を上限として、報酬、退職手当とは別に特別功労金を支給することができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。
- (3) 功労金については、非常勤役員等が円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した場合に別表4の範囲内で支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- (4) ただし、非常勤役員でその在任中に法人に多大に貢献し、特別な功労のあった者に対して、評議員会の決議により1,000,000円を上限として、報酬、退職手当とは別に特別功労金を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。但し、退職手当は支給することができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規定第7条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後に支給することができる。  
2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。  
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬上限額
理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 300,000 円
業務執行理事	月額 200,000 円
常務監事	月額 200,000 円

別表2（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額 ②1 × 在任年数 ②2 × 係数 ②3 = 退職金上限額
--------------------------------------

②1 最終報酬月額

- ①役位の変更等によって、報酬月額に減額が生じた場合における、退任時の報酬月額は、役員在任中の最高報酬月額を基準にすることができる。
- ②職員給与を支給している役員においては、職員給与による最終報酬月額とする。  
但し、雇用形態の変更等によって、報酬月額に減額が生じた場合における、退任時の報酬月額は、在任中の最高報酬月額を基準にすることができる。

②2 在任年数

- ①在任年数は1か年単位とし、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- ②職員給与を支給している（または支給していた）役員においては、当法人で定める定年（60歳）から退任までを在任年数とする。
- ③在任年数が間断無ければ、異なる役職においても通算できるものとする。

②3 係数

役職名	係数
理事長	3.0
常務理事 (理事長職務代理)	1.5
理事	1.0
監事	1.0

※在任中の最高職位で算定することができる。

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

役職名	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

役職名	日額
理事会等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

役職名	日額
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※報酬の上限は月額200,000円とする。

別表4（非常勤役員等に対する功労金）

在任年数	功労金上限額
10年以上	200,000円
5年以上10年未満	100,000円
1年以上5年未満	50,000円